

第1日

平成22年9月1日（水）

午前10時零分開会

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより平成22年第6回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から9月22日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの22日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に

11番平田梯子議員

12番田中哲也議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。本日、市長から報告1件、議案20件の送付を受けました。これを一括上程し、まず市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成22年第6回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について1件、専決処分について1件、決算の認定について13件、補正予算について3件、条例の一部を改正する条例の制定について1件、市道上の事故による損害賠償について1件、市道路線の認定について1件、合計21件の議案を提案申し上げます、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第12号平成21年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。

健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は、「財政健全化計画」を資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、財政の早期健全化を図らなければならないものとなっております。

なお、本市の平成21年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

次に、第65号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分につき

ましては、梅雨前線豪雨により被災した道路及び河川の災害復旧事業を施行するに当たり、予算の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第66号議案から第76号議案につきましては、平成21年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

第77号議案及び第78号議案につきましては、平成21年度朝倉市工業用水道事業及び朝倉市水道事業の決算を調整いたしましたので、地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の審査意見を添え、同条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

次に、補正予算3件について御説明申し上げます。

第79号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、災害復旧経費等を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ6億6,926万4,000円を追加し、予算総額を266億7,583万円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、甘木地域の有線放送施設の更新経費及び平成21年度の決算に伴う繰越金を将来の起債の償還に充てるために減債基金に積み立てる経費に、3億6,132万円を計上いたしました。

衛生費では、日本脳炎予防接種の経費に2,024万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、上須川地区圃場整備事業の経費に933万5,000円を計上いたしました。

消防費では、広域消防分署の統合経費を4,550万円減額補正いたしました。

災害復旧費では、7月の豪雨による道路、農地等の災害復旧経費に3億2,386万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う財源といたしまして、地方交付税1億4,219万3,000円、分担金及び負担金1,661万7,000円、国庫支出金8,757万7,000円、県支出金1,562万7,000円、繰越金3億1,985万円、市債8,740万円を計上いたしました。

第80号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度の事業確定に伴う支払い基金及び県への返還金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ46万3,000円を追加し、予算総額を1,123万6,000円といたしました。

第81号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定におきまして、前年度の事業確定に伴う支払い基金及び県への返還金並びに介護給付費準備基金積立金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ4,753万3,000円を追加し、予算総額を50億1,450万7,000円といたしました。

次に、第82号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長の給料を減額したいので、この条例を制定しようとするものであ

ります。

第83号議案市道上の事故による損害賠償につきましては、市道上の事故により被害者、有限会社テクノの受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものがあります。

最後に、第84号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、丁ノ坪1号線及び牟田5号線を市道路線に認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ御了承いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由を説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書を2件受理いたしましたので、これを上程し、紹介議員の説明を求めます。2番師岡愛美議員。

(2番師岡愛美君登壇)

○2番(師岡愛美君) 2番議員、師岡でございます。非核三原則の法制化を求める議会決議、意見書採択に関する請願書について、請願者である朝倉原爆被害者の会の皆様の意を受け、紹介議員として意見を述べます。

請願の趣旨や理由等につきましては、お手元の資料をお読み取りいただきたいと思いますが、あの忌まわしい広島、長崎への原爆投下からことしは65年目を迎えました。被爆者の高齢化が進む中、いまだに後遺症や家族を失われた方々の苦しみは終わることなく続いております。

去る5月にはNPT核拡散防止条約再検討会議がニューヨークで開催をされましたが、この会議に合わせて訪れた被爆者の86%の方々が、核廃絶に向けた日本政府の取り組みに対して、唯一の被爆国として十分な責任を果たしていないなどの不満を抱かれています。

このような状況の中、菅総理は8・6広島、8・9長崎の平和式典に参列され、あいさつでは国際的に核軍縮、核廃絶と非核化の機運が高まる中、唯一の被爆国として非核三原

則を堅持し、歴代政権が取り組んできた努力をさらに積極的に進めていきたいと決意を述べられました。

また、広島の様式には初めてアメリカ、イギリス、フランスの代表並びに国連事務総長が参列をされ、世界的にも核廃絶への動きに大きな足跡を残す式典となりました。

私は、意見書の採択を願う市民の皆様から紹介議員として依頼を受け、被爆者会の代表者の皆様とお話をさせていただく機会をいただきました。朝倉原爆被害者の会員は現在60数名と、結成当初から年々減少している実態、また原爆が投下された当時の惨状を風化させてはならないと語り部活動をされている方々がいらっしゃる一方で、被爆者であることさえ語るができず、いまだに苦しんでいらっしゃる方々のことなどを伺いました。

市議会議員の皆様には朝倉地方在住の10名の被爆者の皆様の証言集「いのち愛しき」の購入に御協力をいただいたところでもございます。

また、8月29日には市長を学長とするまちづくりチャレンジ大学で講演をいただきましたペシャワール会の代表中村哲氏の現地活動に基づく「武力で平和は守れない」という言葉は大変重く、深い課題を意味するものだと受けとめております。

25日には、朝倉市戦没者追悼式も開催をされます。市では平成20年3月に平和都市宣言を行っているわけでございますが、非核三原則の法制化を求める議会決議、意見書採択に関する請願書の趣旨に賛同いただきまして、市議会としての採択を提案申し上げます。以上です。

(2番師岡愛美君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 11番平田梯子議員。

(11番平田梯子君登壇)

11番(平田梯子君) 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書の紹介議員として説明をさせていただきます。

国の方で10年ほど前から待機児童対策として保育制度改革が検討されてきました。具体的な案がかなりまとまり、骨格が見えてきましたので、今回の請願となりました。この改革につきましては、余り情報が流されていませんが、23年度当初に改正されるという報道もされております。したがって、請願理由を読みながら少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

子どもたちはどんな地域、どんな家庭に生まれても健やかに育つ権利が等しく保障されていなければなりません。これは憲法25条、児童福祉法2条の理念に基づくものです。

しかし、現在、政府においては待機児童解消とすべての子どもへの切れ目のないサービスの保障を理由に、国が定める保育所最低基準を国の責任からはずし、地方条例に委ねる方針が示されています。

また、介護保険制度をモデルにしたと言われる保育制度改革の検討が進められていますが、それは直接契約、直接補助方式を導入し、公的責任の縮小、最低基準の廃止、応益負

担原則の導入による保護者負担増など、国民の願いとは逆行する内容となっています。

つまり、各自治体が個人の要保護認定、親が3時間のパートであれば3時間の認定、それをもとに保護者が保育所に直接保育所探しをして直接契約をいたします。そして3時間以外の保育料は補助金などを受けずに保護者負担となるものです。そういう骨格が示されています。

この改革案は国の責任を市町村に委ねるばかりでなく、保育は事業者と保護者間だけの関係となり、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任をも大幅に後退させるものになります。

こうした改革が行われると、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルも格差が生じることになりかねません。

合わせて、幼稚園と保育所の制度を一体化することが検討されていますが、それぞれ成り立ちも運営形態も異なり、制度化には拙速すぎ、急ぎすぎ、社会に大きな混乱を引き起こしかねません。

もともと国は子どもに対し十分な財源を使っていたとは言えません。国全体の経済状況の変化、それから女性の社会進出の実態とともに、保育所をつくっていかなかったことに今日の問題が存在していると思っています。

保育所をつくらず規制緩和で子どもやそこで働く職員に厳しい状況を強いている、さらに解決がつかないと制度そのものを壊してしまうのでは子どもの未来に責任が持てなくなってしまう。保育の産業化も危惧されます。

今必要なことは、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に、保育予算を他先進国並みに大幅に増額し、地方自治体による保育施策の拡充を保障することです。

全国どの地域においても子どもたちが健やかに育つためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠です。

どうぞ議員の皆様には十分御審議の上、請願を採択していただき、意見書の提出をお願い申し上げます。

(11番平田梯子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第65号議案については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く21名の皆さんを指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました21名の皆さんを決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時20分散会